

2025 年 1 月 31 日

大興印刷株式会社 アニマルカードゲーム

アニマルカードゲーム公認イベントを開催する店舗の規約

- ・アニマルカードゲーム運営がまだ公開していないアニマルカードゲームの商品や内容、情報を第三者に公開・共有する行為などは認めておりません。
- ・公認イベントの開催は公認店舗様の情報と同じ場所とし、また公認店舗様にてイベントの運営を行っていただき、第三者に運営を委託するなどの行為は認めておりません。
- ・公認イベントを開催するにあたって、アニマルカードゲーム運営から送付される景品(プロモーションカード等)は、なるべく公認イベント参加者に行き渡るようにご配慮をお願いいたします。
- ・景品(プロモーションカード等)の所有権は、公認イベントでお客様に配布されるか、その景品の配布イベント開催期間を終えるまでは、アニマルカードゲームに留保されていることをご承知おきください。
- ・公認イベントの開催に際して、店舗独自で景品を追加する行為は刑法における賭博罪にあたる可能性がある為、予め設定された景品のみをご使用くださいますようお願いいたします。
- ・余剰となった景品については、その景品の配布イベント開催期間以降に「アニマルカードゲームに関わる公認店舗様の独自イベント開催に際する景品」又は「アニマルカードゲームの販売促進」などにご活用ください。(直接の販売や別の公認イベントでの配布は認めておりません。)
- ・アニマルカードゲーム運営が公認店舗様に交付する書面に、秘密である旨の表示があるものについては、あらゆる方法での第三者への公開は認めておりません。
- ・上記の内容が守られていない、不備または何らかのトラブルなどが起きた場合、または公認イベントが正常に行われていないなどが発見された場合、アニマルカードゲーム運営の判断により公認店舗の認定が取消しされることがあることをご承知おきください。

以上